

第1条(名称)

本会は、四国ミロク会計人会と称する。

第2条(会 員)

1. 本会の会員は、株式会社ミロク情報サービス(以下「MJS」と称す)のコンピュータシステム及びサービスを導入する職業会計人であり、四国地区で開業する会計人とする。
2. 前項に準ずるもので、理事会の承認を得たものとする。

第3条(目的)

本会は、会員の業務の改善進歩と職域の拡大を達成することにより会員事務所経営基盤強化を図るとともに、社会的地位の向上と顧問先及びMJSの繁栄に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条(事業)

- 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 会員の社会的地位の向上並びに会員事務所の合理化と業務の拡大による経営基盤強化を図るための諸施策の実施
 - (2) 会計人のためのコンピュータシステムの開発及びサービスの開発・改善の意見統一とその普及推進
 - (3) 会員並びにその補助者に対する各種研修・教育の実施
 - (4) 業界ネットワークの構築と事業提携による会員並びに会員事務所への業務改善の提案会員に対する情報の提供と機関誌の発行
 - (5) 会員事務所と顧問先企業の発展に寄与する経営システム・経営ノウハウの研究と開発に関する提言
 - (6) 会と各委員会の広報活動会員相互間の親睦と福祉事業の実施
 - (7) 会員相互間の親睦と福祉のために必要な事業
 - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条の二

- 本会は第二条の目的にかかわらず、次の事業を行なう。
- (1) コンピュータシステムを利用した電子申告・電子納税の普及啓蒙並びに研修
 - (2) 会社法令及び会計制度の研修

第5条(事務局)

本会の事務局は、(株)ミロク情報サービスに置く。

第6条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名(各県1名)
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

第7条(役員を選任)

- (1) 役員を選任は、総会の決議による。
- (2) 役員を選任に関し、必要な事項は本条で定めるもののほか、役員選任規程に定める。

第8条(会長)

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第9条(副会長)

副会長は、会長を補佐し、会務の運営にあたる。

第10条(理事)

理事は、理事会の構成員として、会務の運営にあたる。

第11条(監事)

監事は、会計及び会務の執行を監査し、総会に報告する。

第12条(役員任期)

1. 役員任期は、就任後第2回目の定期総会の終了の時とし再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任または他の役員任期と同一とする。

第13条(理事会)

1. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
2. 理事会は、この会則において理事会の議を要する事項と第三条に規定する事業を遂行するための必要な事項を決定する。
3. 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第14条(委員会)

1. 本会に次の委員会を設け、会務の遂行を有効かつ適切に行う。
 - (1) 総務委員会
 - (2) システム開発委員会
 - (3) 研修委員会
 - (4) 広報委員会
2. 委員会に委員長、委員若干名を置く。
3. 委員会の構成員は、会長が委嘱する。

第15条(地区会)

1. 本会に地区会を設ける。
2. 地区会は、県を単位とし、副会長を代表者とする。
3. 地区会は、本会の会則に準じて運営されるものとする。

第16条(顧問・相談役)

1. 本会に、顧問・相談役を置くことができる。
2. 顧問・相談役は、理事会において定める。

第17条(総会)

1. 会長は、毎年7月に定期総会を招集する。
2. 会長は、必要あると認めるときは、理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

第18条(議決の要件)

総会の議決は、会員の過半数以上が出席し(委任状出席含む)、その出席した会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第19条(委任による議決権)

1. 総会に出席することができない会員は、他の会員に委任して、その議決権を行使することができる。
2. 前項の規定により議決権を行使する会員は、総会に出席したものとみなす。

第20条(総会で決定すべき事項)

- (1) 事業報告及び決算に関する事項
- (2) 事業計画及び予算案に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) その他理事会において必要と認められた事項

第21条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条(会費)

1. 本会の会員は、1事業年度について、会費24,000円を納入する。
2. 会員は、1年分の会費を年度初めに納入するものとする。
ただし、新規会員は、入会月から1年間の会費を無料とし、1年経過する日の翌月から年度末までの月割額を1年経過日を含む年度の4月に納入することとする。
3. 途中で退会した場合の会費は、返金しないものとする。
4. 同一事務所複数名入会する場合は、2人目からの会費は半額とする。

第23条(経費)

本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第24条(庶用規程)

理事会の議を経て、旅費規程、庶用規定を別に定める。

〔附 則〕

この規定は、昭和52年 7月 1日より効力を発するものとする。

平成 2年 6月11日改訂

平成 8年 7月 4日改訂

平成17年 7月13日改訂

平成20年 7月 7日改訂

平成24年 7月 9日改訂

平成25年 7月12日改訂

令和 3年 7月16日改訂

ミロク会計人会連合会
四国ミロク会計人会



We are

Best Partners

Partners Guidance



入会のご案内

ミロク会計人会連合会 四国ミロク会計人会 事務局

株式会社ミロク情報サービス 高松社 内
〒760-0018 高松市天神前10-12 香川天神前ビル8F
TEL 087-833-1154 FAX 087-833-1164



We are
Best Partners

ミロク会計人会連合会 四国ミロク会計人会



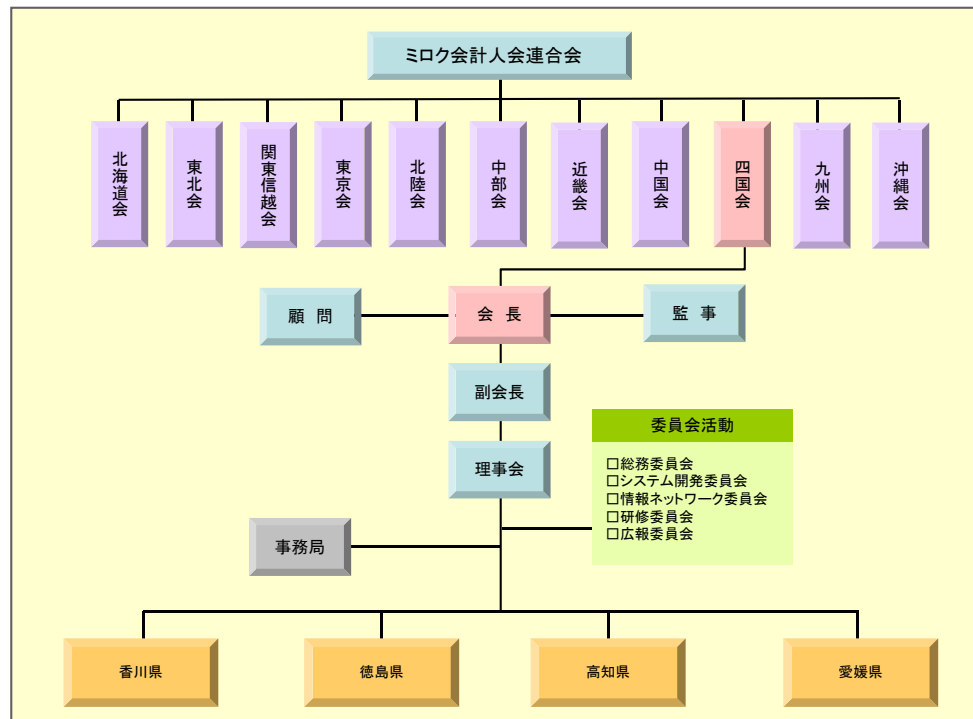
ミロク会計人会連合会
四国ミロク会計人会
会長 木村 幸博

四国ミロク会計人は、MJS(株式会社 ミロク情報サービス)のシステムを利用する四国の税理士・公認会計士を会員として組織される団体であり、総務委員会、システム委員会、情報ネットワーク委員会、広報委員会、研修委員会の各委員会の活動を中心に、MJSと連携のもと、会員間の交流、親睦と研鑽を目指し発展することを、活動目標にしております。

経営者にとっても、また我々税理士業務を行う者にとっても、困難な時代の連続であろうかと思いますが、職業会計人と言われる職種に身を置くものとしては、MJSのシステムの最大限の活用と、我々自身の研修、研鑽を通して得た知識をツールとして、関与先の発展に寄与することが、何よりも必要なことではないかと考えます。

その為には会員の方々にとっても魅力のある組織づくりを目指し、多くの方々に参加して頂きながら、充実した四国ミロク会計人にしていきたいと思っております。ご入会をお待ちしております。

四国ミロク会計人会・組織図



四国ミロク会計人会の基本的な活動

- | | | |
|-----------|-------------------|---|
| 四国ミロク会計人会 | 1. 定期総会の開催 | ◎今後の活動強化ポイント |
| | 2. 役員会・委員会の開催 | ・本会研修会の企画→年2回の有名講師招聘による税理士会認定研修の開催 |
| | 3. 税理士会認定研修会の開催 | ・会計会の活性化推進 |
| | 4. 新年会の開催(研修会含む) | ・会員向け広報→広報紙の発行、四半期別研修案内 |
| | 5. 懇親ゴルフ大会の開催 | ・事務所職員スキルアップの為の研修 |
| | 6. システム意見要望の収集と報告 | a) システム研修、運用研修 b) 会員講師による各種研修 c) シリーズもの研修 |
| | 7. 連合会委員会活動 | ・会員相互の情報交換、親睦の開催
a) 会員交流会の開催
・会員及び会員事務所職員向けのMJS・税経システム研究所講師による研修会開催 |

会員5大特典

1. 研修会・受講料の会員割引と
会員事務所職員の受講料割引サービス
2. 連合会・委員会成果物のダウンロードサービス
3. 情報交換・人的ネットワーク構築の場の提供
4. MJSへのシステム要望・意見の収集と改善活動
5. 職員レベルアップ研修の提供

年会費

- ◆ 本会の会員は、一事業年度につき会費24,000円をご負担下さい。
- ◆ 会費は、各事業年度の6月末日までにご納入下さい。
- ◆ 事業年度の中途入会の場合は、入会月の翌月から事業年度末までの月割額とします。

